令和3年度(2021年度)第1回東海市総合教育会議 議事録

- 1 日 時 令和3年(2021年)9月7日(火)午後3時から4時まで
- 2 場 所 302会議室(庁舎3階)
- 3 出席者 花田市長、加藤教育長、木原教育委員、久野教育委員、石川教育委員、木村教育委員、村上教育委員、佐治副市長

企画部 江口部長、石川企画政策課長、稲葉統括主任、今村主事

新香景会 濵田教育部長、鈴木教育委員会次長兼スポーツ課長、河村学校教育課長、 中島統括主幹、新美主任指導主事、井村指導主事

4 議事内容

企画部長:

定刻になりましたので、ただいまから、令和3年度第1回東海市総合教育会議を 開催させていただきます。

本日進行を務めさせていただく企画部長の江口でございます。よろしくお願いします。

この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、公開することとなっており、本日の議事録につきましても、後日、公開することとなりますので、よろしくお願いします。

それでは、はじめに花田市長からあいさつをお願いします。

市 長:

みなさん、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところ、令和3年度第1回目となる総合教育会議に御出席 いただき、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日頃から本 市の教育の充実・発展に御尽力をいただき、この場をお借りして厚く御礼を申し上 げます。

現在、愛知県では新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言が発出され、教育現場においても感染予防対策を徹底していただいているところでありまして、そのような中、今年の4月からは、一人一台の端末を導入し、実際の授業で活用しておりますが、今後、より一層、ICTを活用した学校教育の取組みが求められることも予想されますので、引き続き動向を注視していただきたいと考えているところでございます。

さて、今年度の総合教育会議では、「小学校課外活動(部活動)の廃止に伴う子ど

も達の授業後の活動」をテーマとして、皆さんと協議を進めてまいります。

本市においても課外活動の廃止を予定しておりますが、スポーツ、芸術文化等の活動は、体力や技能の向上に資するだけでなく、集団での活動を通じた人間形成の機会等でもあります。課外活動の廃止によって、子ども達の授業後の活動の場が失われることがないように、代わりとなる子ども達の居場所について、検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、東海市の未来、日本の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支えることができる取組みについて、積極的な議論をお願いし、私のあいさつとさせていただきます。

企画部長:

続きまして、加藤教育長お願いいたします。

教育長:

みなさん、こんにちは。

今日は、小学校課外活動、通称部活動の本市の現状及び廃止に伴う子ども達の授業後の活動の検討状況について協議を行いますが、これには、教員の多忙化が問題となって久しく、今までも様々な対策を講じてきた背景がございます。そして、小中学校の部活動についても、これまでにもずいぶん前から、いわゆる「社会教育への移行」ということが議論されてきており、そういったことを背景にして、小学校の課外活動の廃止ということですが、それに伴い、子ども達の授業後の居場所について様々な議論をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

企画部長:

ありがとうございました。それでは、議事につきましては、会議次第に沿って進めていきたいと思います。

はじめに、次第1「東海市総合教育会議について」を企画政策課長から説明いた します。

企画政策課長:

それでは、次第1「東海市総合教育会議について」、説明いたします。資料1をご覧ください。

「東海市総合教育会議」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、市長と教育委員会が、教育行政に求められる政治的中立性を確保しつつ、円滑な意思疎通を図り、本市教育の課題及びめざすまちの姿を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進するため設置されたものです。

- 「1 総合教育会議における協議事項」は、表に記載がございます1~3の項目のうち、特に政策的に連携が必要と認められる事案を協議しております。
- 「3 総合教育会議の開催実績」につきましては、資料1-1「総合教育会議 開催実績一覧表」をご覧ください。

本会議は、平成27年度から年に2回から4回程度開催し、「いじめ」や「不登校」などをテーマに協議を行ってまいりました。協議の結果、東海市子どものいじめ防止条例の制定、不登校対策として、スクールソーシャルワーカーの設置等、それぞれ課題への対応策を実施するに至っております。詳細につきましては、資料を後ほど御高覧ください。

以上で、次第1「東海市総合教育会議について」の説明を終わります。

企画部長:

それでは、次第2の協議事項に入ります。

「小学校課外活動(部活動)の本市の現状及び廃止に伴う子ども達の授業後の活動の検討状況について」を教育部長から説明いたします。

教育部長:

教育部長の濵田でございます。

では、協議事項「小学校課外活動(部活動)の本市の現状及び廃止に伴う子ども 達の授業後の活動の検討状況について」、資料2から資料2-4に基づいて説明い たします。

資料2をご覧ください。「1 経緯」についてでございますが、現在、教員の長時間勤務の深刻な実態がございます。文部科学省の平成28年度の「教員勤務実態調査」によりますと、教員の学校内における1日の平均勤務時間は、小学校で11時間15分、中学校で11時間32分となっておりまして、勤務時間である7時間45分と休憩時間の45分を除きますと、小学校は2時間45分、中学校は3時間2分が超過している状態となっております。平成31年の中央教育審議会の答申におきましても、「教師のこれまでの働き方を見直し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるように働き方改革を進めていく必要がある」とされました。

東海市でも「東海市多忙化解消検討委員会」等により、様々な取組みを行ってまいりましたが、小学校においては、時間外勤務に相当します在校等時間があまり減少していない状況でございます。

そのような状況により、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うため、本市 の小学校の課外活動、部活動を令和3年度末をもって廃止することを予定するもの です。また、廃止により子どもたちがスポーツや音楽に親しむ機会が減少すること が考えられることから、授業後の子ども達の活動について必要な検討を行うものご ざいます。

続いて、資料2の右半分、「補足」とある部分をご覧ください。

先ほどの平成28年度の教員勤務実態調査ですが、小学校教員は1日平均2時間45分を、中学校教員は3時間2分を、在校等時間として勤務しておりまして、月20日間として換算しますと、平均で月55時間を超過して勤務していることになります。その下の、「小学校教員の1日の勤務」イメージ図ですが、部活動がある場合は、部活動自体の活動時間は50分程度でございますが、小学校の教員は部活動を行った後、授業準備等を行っておりますので、身体的にも疲れた状態で行っていることとなります。また、教員の休憩時間は給食後の15分と、児童が帰った後の30分となっておりますが、部活動を行っているとその休憩がとれない状況でございます。部活動を廃止することにより、翌日の授業準備を、時間的余裕を持ってしっかり取り組むことが出来、より分かりやすい授業を実施することができるようになると考えております。

次の、小中学校における在校等時間や取組みの状況につきましては、資料 2-1 を用いて説明いたします。

こちらのグラフは、平成26年に国際的に日本の教員の勤務時間が長いことが明らかになり、その後、教員の働き方改革が推進され、その取組みと、超過勤務時間である在校等時間を月80時間以上している教員の割合をグラフに表しているものでございます。破線が中学校、実線が小学校でございまして、まず破線の中学校の方ですが、80時間以上超過勤務をしている教員の割合は、左から右に、年々右下がりとなっている傾向が明らかになっており、たとえば、下の青い枠の中にある取組状況を見ますと、平成29年9月には「市部活動ガイドライン」を制定し、この後は中学校の破線のグラフが50パーセントを切るようになっております。

しかしながら小学校では、80時間以上超過勤務をしている教員の割合は、中学校ほどはっきりと下降傾向とはなっておりません。令和2年度以降につきましては、コロナ対策や一人一台端末導入により、上昇傾向に転じていることが分かります。このような状況を、少しでも改善していきたいと考えている次第でございます。

続きまして、小学校課外活動、部活動の状況につきまして、資料2-2を用いて 説明いたします。

まず本市の現状をお話しする前に、資料左上の近隣市町の状況についてお知らせ

いたします。近隣市町の状況としましては、部活動を廃止している市町は、武豊町、阿久比町、半田市に加え、令和2年度末に、知多市、常滑市、美浜町が廃止しました。令和3年度末で廃止を検討している市町は、東海市のほかに、大府市、東浦町でございます。継続を予定しているところは南知多町で、こちらは学校の事情により廃止をしないと伺っております。基本的に課外活動につきましては、各校長先生の裁量で活動の実施や廃止等が決定されるものでございますが、今回東海市では、校長会の小学校の校長先生での話し合いを行い、全体で足並みを揃えて取り組んでいくこととなりました。

では、改めて、市内の活動状況についてでございますが、左下の表をご覧ください。こちらは、令和2年度の活動状況をまとめたものでございます。課外活動に参加するのは、5年生・6年生の学校が2校、4年生~6年生までの学校が10校ありまして、その参加割合は約50パーセントから80パーセントまでと、幅がございます。また種目といたしましては、サッカー、バスケについては全校で実施しておりますが、その他の種目は学校によって異なります。練習日につきましては、週に2日から3日程度で、これも一定ではなく、試合や発表会の前では集中して練習したり、学校行事で学校が使えない場合は活動を行わない等の傾向が見られます。平均的な傾向といたしましては、一つの種目につきまして、教員が費やす時間は、年間で60時間程度となっております。部活動に関する試合や発表会についてでございますが、上の段の中央の表を見ていただきますと、小学校の市内大会や発表会の一覧表となっております。こちらにはコロナで中止となったものも記載されておりますが、部活動が廃止されることで、これらの大会等も今後開催されないこととなります。

次に、右側の上の段の表でございますが、5、6年生を対象に、現在学校の部活動以外で行っている活動について調査したもの、下の段の表は、これからやってみたい活動について調査したものでございます。これを見ると、現在でも子どもたちが様々なジャンルの活動に自主的に取り組んでいることや、関心を持っていることが分かります。

続いて、部活動の廃止に伴う授業後の活動については、資料2-3、2-4でご 説明いたします。

まず、資料2-3をご覧ください。こちらは、スポーツ関係の活動について、どのような活動があるかを、スポーツクラブ東海を中心にまとめたものでございます。 現在の案では、11の種目がある競技部スクール、また4つの種目があるスポーツ スクール、8種目26団体あるスポーツ少年団、こちらの団体に体験教室等を年数 回開催していただき、子ども達が様々なスポーツ体験ができる場とすると同時に、 スポーツクラブ東海の立場から新規参加者募集の側面を持つ場を設けられないかと 考えております。

では次に、資料2-4をご覧ください。こちらは社会教育課の事業である子ども 教室の活用を検討するもので、こちらは、地域の方々と様々な活動に親しむことを 目的とした事業でございますが、地域のボランティア講師が、得意分野の内容で教 室を開催し、そこに児童が参加するというものでございます。現在は、このボラン ティア講師に、スポーツではスポーツクラブ東海の指導者やスポーツ推進員の方、 企業等の方、また音楽関係では、文化協会の方に講師になっていただくこと等を考 えております。これが実現すれば、今までの子ども教室の中では10パーセント程 度のスポーツ活動も、様々な展開が可能になると考えております。

また、現在の子ども教室の活動では、5月から3月上旬までの間で、長期休業日を除く、毎週平日の1日と土曜日に各1講座を行っております。これを、案ではございますが、平日土曜日それぞれ2講座に増やして、これまでよりも多くの種類の教室を開催できれば、様々な体験の場を子ども達に提供できると考えております。

参考に右上の表でございますが、どれくらいの教室を開催し、どれくらいの子どもが参加しているかを示した表でございますが、令和2年度、令和元年度はコロナの影響を受けておりますので、一番右の平成30年度の下の段をご覧ください。平成30年度は、年間で750教室で、15,147人の子ども達が参加をしました。表の下の円グラフは、これは令和2年度の状況でございますが、どのような分野の教室が開催されたか示すもので、約7割がものづくりや工作体験教室となっており、その次に多いのが、約1割のスポーツ活動となっております。

以上で、「小学校課外活動(部活動)の本市の現状及び廃止に伴う子ども達の授業 後の活動の検討状況について」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

企画部長:

ただいま、説明をさせていただきました内容について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

副市長:

資料2-2「小学校課外活動・部活動の状況(R2)」の表に記載されている、名和小の「猩々踊り」は学校の特色として残すことを考えているのでしょうか。

また、学校で実施しない場合は、地域と連携して活動を継続していく仕組みはあ

るのでしょうか。現時点で分かる範囲で、教えていただきたいと思います。

主任指導主事:

現在検討中です。

一つの案は、現在も地域で活動されている方がおられますので、そういった方々 に御協力いただいて、課外活動とは別に授業時間内に行われるクラブ活動の中で残 していけないかと考えております。

もう一つの案は、部活動ではなく、長期休暇等の期間を定めて、地域の方とどまつり等のイベントに向けて集中して練習する等の形で実施することはできないかと、 現在検討を続けております。

教育長:

補足ですが、今回テーマとなっている小学校の課外活動は授業後の活動のことであり、授業時間内に行うクラブ活動は各学校の裁量に委ねられています。年間数時間から数十時間の中で、子ども達の嗜好に合わせた活動を行うことができますので、そういった時間の活用も可能です。

市 長:

クラブ活動の時間は定められていないということですか。

教育長:

以前は教育課程の中に、週1回の年間35時間と定められていましたが、英語等の科目が増えたことから週1回の実施が難しくなり、現在は学習指導要領の中で活動の実施を定めておりますが、時間数の規定はなく、学校の裁量に委ねられております。

久野委員:

先日のPTA役員との懇談会で、中学校の話でしたが、地域の方が自主的に開催している活動にとても助かっていると聞きました。しかし、地域の方が自主的に行っていただいているということで、ケガなどのトラブルがあった場合に不安だという声もありました。資料2-4の左上に「ボランティア講師に登録」と記載がありますが、登録制であれば講師の募集もしやすく、保護者の方も安心できると思います。

他には、スポーツクラブ東海の中でも様々な教室を開いていただいたり、民間のスクールに参加したりすると、時間が作れて幅が広がると思います。費用面で言えば、無料でやっていただけるボランティア講師による教室は保護者としても望むところでありますし、技術を向上させたいのであればより専門的なところへ通う選択

肢もあります。

これらの制度を整えていただければ、子ども教室やスポーツクラブ東海をより活用できますし、保護者も安心を得られると思いますので、一人の保護者として助かりますし、一緒に作っていきたいと考えております。

石川委員:

行政側がお膳立てしすぎて、保護者達に「子どもに何かやらせなければ」という 思いを抱かせるようになってもいけないと思います。本来、子どもは自由にのびの び遊ぶものであり、小学校時代には、色んな遊びを通して体を作ったり、対人関係 を作ったりすることもあると思いますので、保護者が「これだけ準備されているの だから、何かに所属させなければならない」というプレッシャーを感じてしまった ら、それはマイナスな面になってしまうと感じました。

市 長:

私が子どもの頃は、市内大会や発表会があって、そこでの他校との交流を楽しみ にしておりました。

地域の方がボランティアで実施してくださっている活動は大変ありがたいことですし、これからも大切に育てていかなければならない場所でもあるのですが、石川委員がおっしゃったように「この活動を無くすから、これをつくらなければならない」というお膳立てをすることは少し違うように考えております。

子どもたちの仲間意識を育んだり、そのために集まって遊んだりする場所がないのであれば、安全性も含め市で整備、確保をしていかなければならいとは思いますが、部活動をなくすことによって全ての代替を用意するのではなく、皆さんの意見をお聞きしたいと思っております。

また個人的な自由意見として、金管バンドは運動会の行進でも活躍していて、大事だと思っております。

木原委員:

石川委員や市長のご意見もそうなのですが、先日のPTA懇談会において課外活動の廃止の話題が出た際に、保護者の中には「これから子ども達はどうしたらいいのか」と悩む方もいました。これまでの課外活動は、学校の先生たちがやってくださることが当たり前でした。お金も払わなくていいですし、面倒をみてもらって、それが当たり前の状況がずっと続いていたため、廃止となって不安な気持ちになったのだと思います。

しかし東海市には、素晴らしいスポーツクラブ東海等の団体があって、その活動

を知らない人が多いのではないかと思っております。私の子どもが小さな頃は、学校で配られるお知らせやチラシをあまりしっかりと見ませんでしたし、今もそういった保護者の方は多いのではないでしょうか。現在、試験的なタブレット端末の持ち帰りも実施しているので、そのタブレット端末の中にスポーツクラブ東海等の資料を入れていただければ、子どもと保護者の話し合いの機会になるのではないかと思います。

副市長:

木原委員がおっしゃるように、スポーツクラブ東海の活動や目的を保護者に伝えていくことはもっとやっていかなければならないと思います。

また、資料2-2では「学校の部活動以外で行っている活動」について調査した 結果が記載されていますが、それとは逆に「学校の部活動でしか行っていない活動」 についても調査を行って分析し、そういった子ども達へのフォローも必要となって くると思っております。

他には、スポーツクラブ東海だけでなく各種NPO団体等、様々な活動も行っておりますので、それらの情報を保護者の方へ伝えていくことや、経済的な課題の解消について、今後も協議を続けていくべきと考えております。

特に、スポーツクラブ東海の情報発信は今以上に実施していくべきだと思います。 長:

その他にもキャパシティの問題があるため、スポーツクラブ東海としっかりと調整していただきたいと思います。

資料2-4で、子ども教室で実施しているスポーツ活動とは具体的に何があるのでしょうか。

教育部長:

市

ドッジボールやハンドボール等がありますが、地域の特性にもよります。例えば、 富木島小学校には熱心なスポーツ推進員さんがいらっしゃいますが、その方が市全 域をカバーしているという訳ではありません。ご本人と調整がとれればお願いでき る可能性はあります。

市 長:

無理なくやっていける形が一番良いとは思います。

教育部長:

現在の調整の段階で、スポーツクラブ東海から子ども教室が開催される週1回のタイミングで講師を派遣することは難しいとのことです。平日は働いてる方が多い

ため、定期的に開催することは難しいと思われます。現在、子ども教室は平日と土曜日に開催しているので、土曜日の時間帯で、例えば1学期に1回、月に1回等の少ない回数ですが、本格的に体験できる場を提供できるとよいと考えております。

教育委員会次長兼スポーツ課長:

現在スポーツ推進員の活動は、どこかに集まって市全域を対象に行う活動が主となっていますが、地域でのスポーツ活動に重点を置いていくよう、見直しを検討しております。課外活動の廃止の代替となる受け皿として、スポーツ推進員も、教育部長の言う活動に参加していけたらよいと思っております。

村上委員:

子ども教室におけるボランティアの募集はどのように行っているのですか。

教育部長:

社会教育課にて登録制をとっております。希望される方に、講師として何を実施 していただけるのかを確認した上で登録していただき、学校ごとに配置されている 放課後指導員が子ども教室のプログラムを組んでおります。なお、登録した方が全 員活動している訳ではありません。

村上委員:

登録者数は地域ごとにばらつきがあるのでしょうか。

教育部長:

正確な数字は把握しておりませんが、地域ごとではなく市全体で募集をかけております。

村上委員:

ボランティアを募集する仕組みと、ボランティアの方に対して講習を行う仕組み があるとよいと思いました。

教育部長:

補足でございますが、子ども教室の講師をボランティア講師としておりますが、 会計年度任用職員として任用しており、ボランティア価格の報酬を支払っておりま す。

木村委員:

スポーツのほかに、文化系の活動として金管バンドがメジャーかと思います。私 もずっと音楽に携わってきましたので、子ども達に音楽を楽しいと思ってもらえた ら嬉しいですし、金管バンドに代わって小中学校から音楽に触れる機会があればよ いと思います。

教育部長:

先ほどもご説明した通り、授業時間内に実施するクラブ活動の時間は廃止せず継続してまいりますので、学校によってはその時間に実施するところもあるかと思います。

小学生にとって様々な体験が非常に大事なことだと考えておりますので、1回1回で色々と試せる機会が良いと思っておりますし、子ども教室はそういった体験の幅を広める意味合いが非常に強くなっております。それとは逆に、スポーツクラブ東海は一つの種目を続けて行っていくため、体験を深める場としての意味合いが強くなっております。体験を広げる場と、体験を深める場という位置付けも重要な意味を持っていると思います。

市 長:

加木屋小学校だったと思いますが、バレーボールのボランティア活動を独自に行っており、そのまま中学校の部活動でスムーズに続けていけることはとても良いと思います。また、ラグビーワールドカップの影響で、スポーツクラブ東海のラグビー教室は大変人気で人数も増えていますし、ミニバスも最近人気があると聞いています。キャパシティがオーバーしないか懸念しております。

地域の方々が、上を目指してやる気をもって取り組む子ども達を指導してくださることは、授業後の居場所づくりとはまた違う話とも思います。そういったボランティアの方々の育成も行政としてフォローしていきたいと思っております。

石川委員:

意見交換ということでよろしいでしょうか。先生方の働き方改革の視点から、PTA懇談会では課外活動の廃止についての理解は得られておりますが、子どもたちが授業後にゲームばかりやらずに、何かしら体を動かしてほしいという声も聞いております。

そのためにも、学校の校庭を開放していただきたいと考えます。学校の先生が無理であれば、見守る人を別に設置していただけるともっと有難いです。と言いますのも、自宅近所の公園のことなのですが、20年程前は私も子どもとキャッチボールをしたりしていましたが、時代とともに立て看板の禁止事項が増えていきました。現在は、公園でも禁止事項が増えていて、とても残念に感じております。子どもが近くの公園でのびのびと遊べない現状を、公園は誰のためのものなのかという視点で見直さなければならないのではないかと思います。子どもが自然の中で遊べる環境を整備していただきたいと思います。

企画部長:

今回の第1回は検討状況の共有と意見交換の場とし、次回で方向性を示したいと 考えておりますので、ご意見をどんどん言っていただきたいと思います。

石川委員:

先ほどお話した、学校の校庭を開放するということは可能なのでしょうか。

学校教育委課長:

以前にも事件があったように、不審者の侵入が一番の懸念事項かと思います。しかし、見守るために常に人を設置することも難しく、子ども達を管理しきれないということが現状です。一方で、公園での禁止事項が増え、校庭のような広い場所で遊ぶことができればよいということももちろんありますし、自己責任という形であれば検討の余地はあると思います。

石川委員:

授業後、そのまま学校で遊べるとよいと思って校庭の開放を提案しました。

昔自分が小学生の頃は、下校時刻が一時間ごとに決められていて、どの時間に帰るのかは自由でした。ある程度遊んでからまとまって帰ることができていたので、 そのようにできたらいいなと思います。

市 長:

身近な公園では、もっと小さな子どもが遊んでいたりして、ボールを投げたりと子ども達が自由に遊ぶには危険も伴うため難しいものです。大きい公園では、遊び場のエリアを分けて整備できたらと思っております。

今回は、子どもたちの活動の場やボランティア教室等について意見をいただく場ではありますが、今後このような公園の検討も必要になってくるかと思います。

企画部長:

皆様、貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、次第3「教育行政の推進に向けた意見交換」に移らせていただきます。 本日は、市長と教育委員の皆さまがお揃いとなる貴重な機会ですので、教育行政 の推進に向けた忌憚のない意見交換の場としたいと思いますので、何か意見等がご ざいましたら、発言をお願いします。

木原委員:

子ども教室のボランティア講師に学生はどれくらいいるのでしょうか。増やしていけたらいいと思っております。

教育部長:

全くいない訳ではありませんが、高齢の方で時間的余裕のある方が主となってやっていただいております。教室を開催する時には、お一人で講師をやっていただく訳ではなく複数の方に講師をやっていただきますが、その際は世代を変えて組んでいただいていることもございます。

木原委員:

せっかく市内に大学がありますので、大学にも募集の案内を出したりすることは 難しいのでしょうか。

教育部長:

市内大学や高校へのボランティアの協力は、子ども教室ではございませんが、市が開催している「ものづくり道場」というイベントで手伝っていただいております。

企画部長:

ありがとうございました。

それでは最後に、次回の開催日について企画政策課長からご説明いたします。

企画政策課長:

第2回総合教育会議は、次第にございますとおり、12月15日(水)午後3時からの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

第2回目の会議では、小学校課外活動(部活動)の廃止に伴う子ども達の授業後の活動について、本日いただきました御意見を踏まえた今後の方向性について、御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

企画部長:

これで、第1回総合教育会議を終わります。

本日は皆様御多忙の中、ありがとうございました。